

一般社団法人日本循環器学会中国支部 若手委員会内規

(総則)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会中国支部に若手委員会（以下「本委員会」という。）を運用するために必要な事項を規定する。

(目的)

第2条 本委員会は、研修医・医学生に対し循環器疾患に興味を持ってもらい、将来的には循環器系医師へ就くことへの促しを目指し、中国支部における研修医教育セミナーなどの開催の企画・立案・実施に当たることを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は役員会の議を経て、支部長が委嘱する。

1. 委員の年齢は40歳代前半までの医師とする。
2. 委員は、支部長が委嘱する。
3. 任期は2年とし、再任は妨げない。ただし各大学の事情により変更は可能とする。
4. 委員長、委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役職の設置)

第5条 委員長は直近の地方会開催地の大学の委員が就任する。その前年に委員をしていることが望ましい。

(活動内容)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために活動する。

1. 秋地方会、隔年で春の合同地方会での若手医師へのセミナーを企画立案・実施をする。
2. Webinerを用いて若手医師へのセミナーの企画をする。
3. 地方会の時に開催される役員会に委員長が出席する。
委員長の出席がかなわない場合は代理を立てることができる。
4. 役員会において活動内容を報告する。
5. セミナー開催企画案・開催報告書を事務局に提出する。
6. 国内外の関連学会・団体等との情報交換および連携を行う。

(支部貢献)

第7条 本委員は支部に貢献していることを認め、FJCS審査に際し評価点を付与する。

(予算)

第8条 委員長は、地方会にて開催する研修医教育セミナーについて業務計画を立て、その遂行に必要な予算について企業と共催してもよい。企業にて負担が難しい場合は本部・中国支部から

清算する。補助金は、経費内訳及び証憑書類の提出を持って交付するものとする。

1. 研修医教育セミナーの招請者への待遇として、演者への謝金額は地方会運営要領（会計）の項に準ずるものとし、地方会当日、本人へ運営企画会社より振込対応する。

（改廃）

第8条 この内規の改廃は、役員会において審議し、承認を得なければならない。

附則 この内規は、2021年6月8日から施行する。